

関市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子育て支援の円滑な推進にあたり、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する子育て世代の様々な悩み等に対し、保健師及び相談員が専門的な見地をもって対応する関市子育て世代包括支援センター事業（以下「支援センター事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 支援センター事業の実施場所は、関市日ノ出町1丁目3番地3とする。

(事業内容)

第3条 支援センター事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 母子保健事業及び家庭児童相談の機能を一体化し、様々な疑問・質問・相談に対応する総合相談窓口の実施に関する事。
- (2) 妊産婦（妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。以下同じ。）及び子育てを行う者（以下「妊産婦等」という。）の身体的健康状態、精神的健康状態、育児状況、生活状況、支援状況等の把握に関する事。
- (3) 妊産婦等の妊娠、出産、育児に関する相談及び支援に関する事。
- (4) 心身の不調、育児への不安があること等の理由により、継続的な支援を要する妊産婦等に対する支援プランの作成及び評価に関する事。
- (5) 妊娠、出産、子育て及び学校教育に関する関係機関（以下「関係機関」という。）のネットワークづくりに関する事。
- (6) 関係機関との連絡会議に関する事。
- (7) その他必要な事項に関する事。

(職員)

第4条 支援センター事業を行う職員は、次のとおりとする。

- (1) 所長
- (2) 母子保健事業に関する専門的知識を有する保健師
- (3) 関市家庭児童相談室設置規則（昭和43年5月1日関市規則第13号）に定める家庭児童相談室の相談員
- (4) 子育て支援等に関する知識及び経験を有する保育士、社会福祉士その他対人援助に関する有資格者（以下「保育士等」という。）

2 前項第4号の保育士等は、1人以上配置するものとする。

(連絡会議)

第5条 市長は、安心して妊娠、出産及び子育てができる環境を整え、関係機関との連携により総合的な支援を実施するため、必要に応じ連絡会議を開催する。

2 連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか支援センター事業の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。